

屋外施設整備仕様書

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課

令和8年7月

屋外競技施設整備業務

適切な整備によって、施設本来の精度を維持確保するために行うものであり、年間を通じて利用者が安全に利用できるよう実施すること。

なお、業務従事者に公認スポーツ施設管理士の資格を有する者を配置すること。

1 利用者への注意喚起

(1) 共通禁止事項

- ① 飲食(水を除く)
- ② 火気使用
- ③ ライン引きでの石灰使用
- ④ 車両の乗り入れ
- ⑤ ペットの立ち入り
- ⑥ 薬品使用
- ⑦ その他施設の維持に影響を及ぼす行為

(2) サッカー・ラグビー場禁止事項

- ① 鋭利な金属製金具がついたスパイクやハイヒールでの立ち入り
- ② 投てき競技の実施

(3) 陸上競技トラック禁止事項

- ① ハイヒールでの立ち入り
- ② 指定位置以外での指定された競技の実施

(4) 多目的芝生広場の禁止事項

- ① ハイヒールでの立ち入り
- ② 集中豪雨や大雨時の雨水貯留エリアへの立ち入り

2 整備内容

(1) 充填材チップの補充(2回/年。6か月に1回を目安)

サッカー・ラグビー場内のチップが少なくなり、部分的に凹んでいる箇所がないか、定期的に点検すること。部分的に凹んでいる箇所がある場合は、プレー性の維持のためにチップを補充し、ほうきや熊手、デッキブラシなどを使って必要量の補充用チップをすりこむこと。

(2) 落ち葉等の除去

サッカー・ラグビー・陸上競技場内に落ち葉がないか、定期的に点検すること。落ち葉がある場合は、竹ぼうきやバキュームブロアーを使用して取り除くこと。また、必要に応じて高圧洗浄機等を用いて陸上トラック及び施設周辺の側溝の清掃を行うこと。

(3) 砂の補充

アウトフィールド(1,771 m²。岩瀬砂)及び走り幅跳びピットの砂の量が減った場合は、必要に応じて砂の補充を行うこと。

(4) 多目的芝生広場(4,208.8 m²)の整備

①草刈及び集草・運搬(12回/年)

ロータリーモア及び刈払機を用いて、多目的芝生広場を快適な状態に保ち、軽スポーツ等に利用できるよう、刈高 1.8 cm以下で芝を傷めないよう低接地圧ターフタイヤ付トラクタのロータリーモアを用いて実施すること。ロータリーモアも用いることができない部分については、刈払機を用いて実施すること。また、草刈の都度集草を行い、場外搬出処理とする。

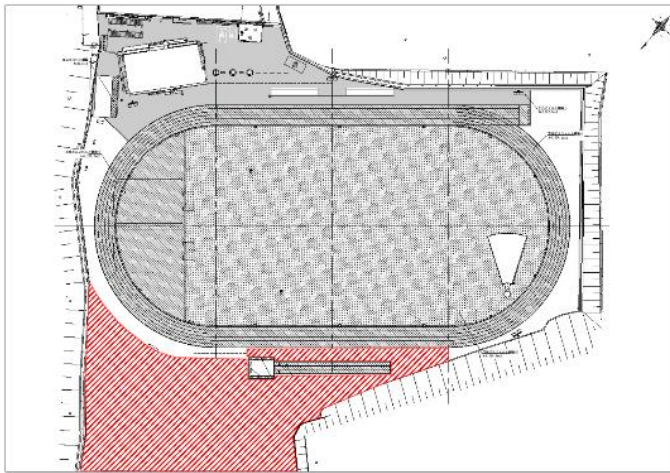
②転圧(2回/年)

多目的芝生広場全体の整地補修を実施すること。

③エアレーション(1回/年。6月に実施)

水はけ向上のため、バイブロエアレーターを用いて広場全面を深さ10cm以上にエアレーションし、自動散布機を用いて目砂散布を行い、ブラシ・マットで砂の刷り込み後、500~600キロの転圧機にて転圧を行う。

【多目的芝生広場位置図】



3 報告

整備作業の都度、作業日誌(任意様式)と作業記録写真を月ごとに報告書として整理し、保管すること。なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。

4 特記事項

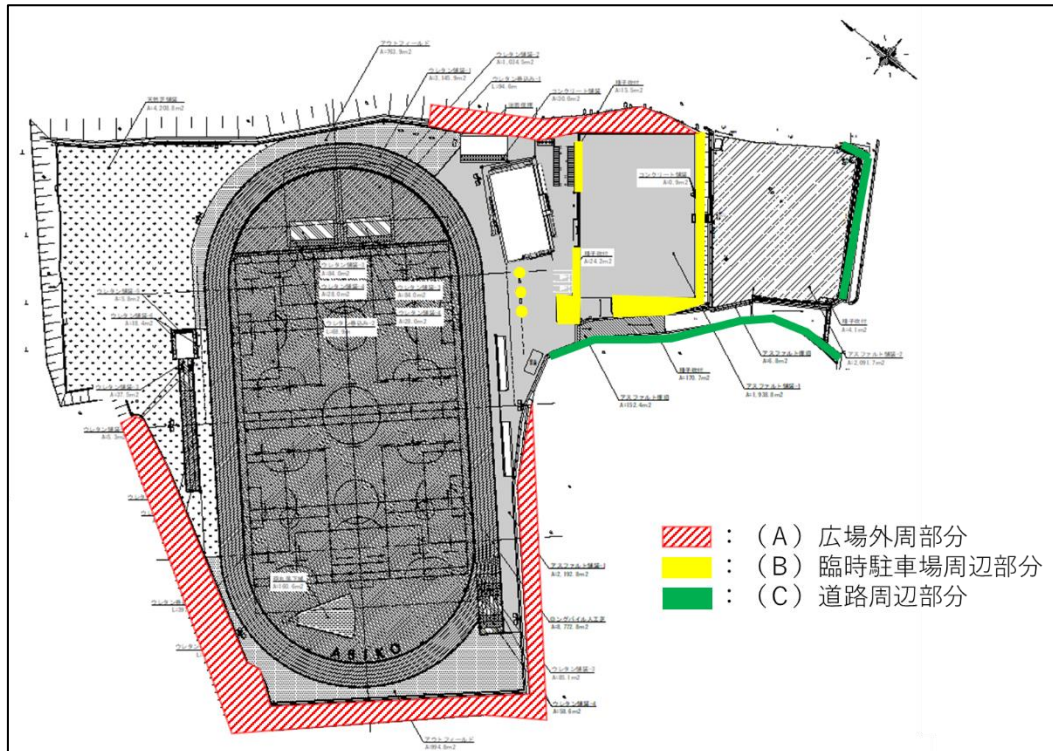
スポーツ施設を利用者の目的に応じて快適に安全に利用できるよう施設を維持するため契約前に使用機材は必ず指定の運動施設用管理機材を有する書類を提出すること。また、機材をリースする場合は必ずリース契約書を添付して承認を得ること。なお、整備に必要な資材は指定管理者において調達すること。

我孫子市五本松運動広場草刈等業務

Ⅰ 草刈範囲

(Ⅰ) 面積 約3,960㎡

- ① 広場外周部分 (A) 約3,500㎡
- ② 臨時駐車場周辺部分 (B) 約260㎡
- ③ 道路周辺部分 (C) 約200㎡



(2) 草刈及び集草

肩掛式草刈機を用いて行うものとする。集草は草刈の都度行い、クリーンセンターに搬出する。クリーンセンターで要する処分料は、委託者が負担することとする。

(3) 実施回数・期間

(A) は、年間4回を目安とし、実施すること。ただし、雑草の生育状況に応じ、教育委員会が認めたときは実施回数を減らすことができる。

(B) 及び (C) は、年間7回実施すること。

(4) 樹木植栽の消毒

(B) の樹木植栽は、5月、9月の年2回実施すること。

(5) 樹木の剪定

運動広場の利用及び周辺環境に影響が出る箇所は適宜実施すること。

2 報告

整理作業の都度、作業日誌(任意書式)と作業写真を撮影し、月ごとに報告書として整理し、保管すること。

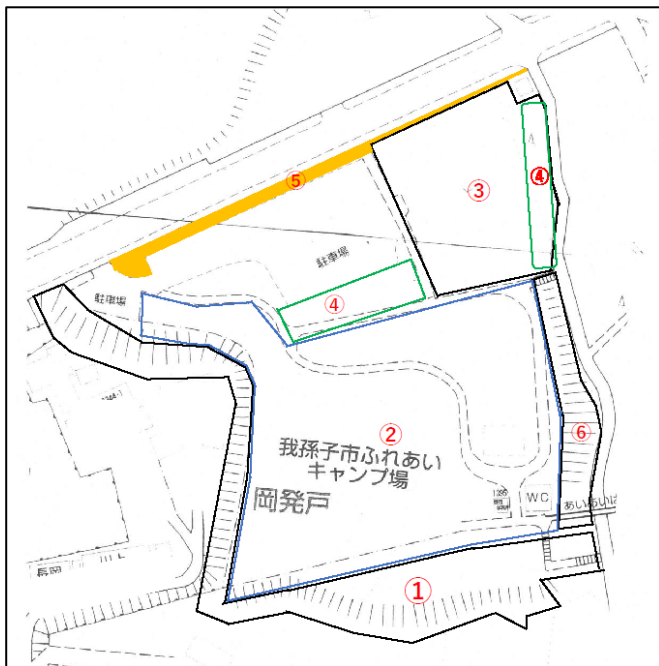
なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。

ふれあいキャンプ場草刈等業務

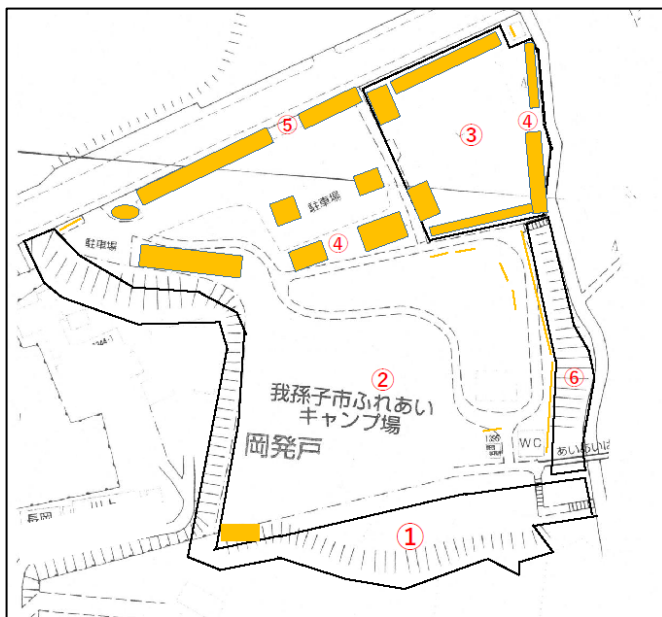
I 草刈範囲

(I) 面積

- ① 急斜面 約2,000㎡(図面①)
- ②、③平場および芝生の広場 約6,420㎡(図面②、③)
- ④ 植栽周辺 約140㎡(図面④)
- ⑤ 手賀沼ふれあいライン道路沿い(植栽周辺)約400㎡(図面⑤・黄色箇所)
- ⑥ 五本松公園側道路沿い(植栽周辺)約500㎡(図面⑥)



⑦ 低木の刈込み(下図・黄色箇所)



(2) 作業内容

「①急斜面」は、刈払機を用いて実施する。

集草は草刈りの都度行い、場外搬出処理とする。

隣接地境界内の雑木及び笹等の刈り取りと景観向上のため、地上2メートル迄枝下ろしを実施する。

「④植栽周辺」は、手取りでの草刈りを含む。

(3) 実施回数

① 急斜面

6月、8月、11月の計3回(草刈)

②、③平場および芝生の広場

4月から11月の間に計9回(ただし8月は2回実施)(草刈)

炊事場周りの水はけ補修(採石の補充等)年1回

芝生、樹木の養生(砂の散布等)年1回

④ 植栽周辺

6月と10月、計2回(草刈)

⑤ 手賀沼ふれあいライン道路沿い(植栽周辺)

6月から10月の間に計5回(草刈)

⑥ 五本松公園側道路沿い(植栽周辺)

6月と10月、計2回(草刈)

⑦ 低木の刈込み

4月から6月の間に1回(ただし⑤の手賀沼ふれあいライン道路沿いは6月と10月 の計2回とする。歩行者の妨げにならないようフェンスから間隔をとり実施する。)

(4) 樹木の剪定

必要に応じて実施すること。

2 報告

整備作業の都度、作業日誌(任意様式)と作業記録写真を月ごとに報告書として整理し、保管すること。

なお、教育委員会から要求があったときは、報告書を提出すること。